

各管区警察局保安（公安）部長
警視庁生活安全部長
各道府県警察本部生活安全部長
各方面本部長
（参考送付先）
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丁生環発第72号
平成7年5月1日
警察庁生活安全局生活環境課長

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律等の施行について
「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」（平成7年法律第65号。以下「法」という。）、「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令」（平成7年政令第192号）及び「特定物質の運搬の届出等に関する規則」（平成7年国家公安委員会規則第4号）の制定等については、平成7年5月1日付け警察庁次長通達（警察庁乙生発第8号）及び同日付け警察庁生活安全局長通達（警察庁丙生環発第11号）をもって示達されたところであるが、同法等の解釈及び運用に当たっては、両通達によるほか、下記事項に留意されたい。

記

1 管理者に対する指導等

- (1) 特定物質の盗難又は紛失を防止するために、特定物質の管理者と連絡を密にし、特定物質の取扱いについて十分な指導を行うとともに、不審情報の速やかな把握に努めること。また、必要に応じて事業所に対する警戒を実施すること。
- (2) 法第16条第2項の規定により、かぎをかけた堅固な設備内に特定物質を保管しなければならないこととされているので、特定物質の保管については特に強力な指導を行うこと。ただし、後述する報告徴収権及び立入検査権は、特定物質の運搬に関してのみ認められているので、特定物質の保管状況を検査するに当たっては、あらかじめ管理者の了解を得ること。

なお、この保管に係る規定は、事業所において特定物質を管理する場合を対象とするものであり、運搬の場合には適用されないので注意すること。

2 運搬届出書の受理

- (1) 届出書の受理に先立ち、運搬中における特定物質の盗難又は紛失を防止する措置について、当該運搬の経路となる区域を管轄する他の都道府県公安委員会との緊密な連絡の下に、当該運搬について責任を有する者（以下「運搬責任者」という。）と十分な事前協議を行うこと。
- (2) 運搬責任者自身が届出を行うよう指導するとともに、届出書の記載内容についてよく確認すること。また、運搬の日時、経路等について支障があることがあらかじめ判明している場合には、届出内容を変更するように指導を行うこと。
- (3) 船舶又は航空機による運搬と陸上の運搬とが連続して行われる場合には、陸上運搬の部分について届出が必要であるので注意すること。この場合には、関係機関と連絡を取り、安全対策の整合性に配慮して所要の指示又は指導を行うこと。

示すること。見張り人の員数、方法等については、駐車場所等周囲の状況を考慮して適切な指示を行うこと。

(7) 運搬の安全確保を図るため、原則として特定物質の取扱いに関して知識及び経験を有する者及び警備員を同行するよう指示すること。

(8) 盗難等の事故、不審車両による追跡等の特異事案が発生した場合及び運搬中に運搬証明書の記載事項に変更が生じた場合その他急を要する場合には、直ちに警察機関に対して連絡し、その現場における指示に従うようあらかじめ指示すること。

また、運搬する特定物質の数量が多い場合又は運搬が長距離にわたる場合等必要があると認められる場合には、携帯電話を携帯させるなどの現場における連絡手段の確保について指示すること。

5 公安委員会相互の協力

(1) 広域運搬の場合には、運搬経路となる区域を管轄する公安委員会相互の運搬届出書、運搬証明書等の送受は、原則として書留速達で行い、その経過を明確にすること。

(2) 広域運搬の場合には、指示を行うに当たって、当該運搬の経路となる区域を管轄する他の都道府県公安委員会と相互に十分な連絡調整を行い、全体として当該運搬に係る指示内容の整合性が保たれるように努めること。

6 報告徴収

報告徴収は、過去の運搬実施状況、将来の運搬計画、運搬従事者に対する安全教育及び事故の発生状況等について、原則として書面を提出させて行うこと。

7 立入検査

(1) 許可製造者等の事業所に立ち入り、帳簿、書類等について検査するほか、運搬に係る安全対策の実施状況等について関係者に質問すること。

(2) 立入検査は、犯罪捜査のために行うものではなく、指示制度の運用に必要な限度で行うものであるため、濫用をわたることのないよう配慮すること。

8 事故届

(1) 事故届は、事故の日時、場所、事故に係る特定物質の名称及び数量、事故の態様等の事項について原則として書面を提出させて行うこと。

(2) 法第35条第2項の規定による事故届を受理した場合の通商産業大臣への通報は、当課を通じて行うこと。

9 流出事故発生時の措置

特定物質の流出事故が発生した場合には、警察庁に即報するとともに、事故の状況把握に努め、運搬従事者と協力して負傷者の救護、交通規制等の必要な措置を講ずること。また、事故発生時の応急措置について警察職員に所要の教養訓練を実施すること。

10 運搬の警備

特定物質の盗難防止のため特に必要があると認める場合には、警備部門等の関係部門と十分に連絡をとり、同行警戒を行うなど所要の警備措置をとること。